

平成22年4月1日から 水道料金が改正、統一されます

平成21年4月の料金改定で、1年間の経過措置（表1）が設けられていましたが、4月使用分（5月請求分）の水道料金から、新料金（表2）が適用され統一されます。



〈水道料金〉

表1 旧水道料金表（経過措置1年間の水道料金）

平成21年4月使用分（5月請求分）から
平成22年3月使用分（4月請求分）まで

旧料金表(税込み) 経過措置1年間の改定料金					
区分	種別	用途	料金		超過料金 (1mにつき)
			基本料金(1箇月につき) 使用水量	料金	
旧 国見町	専用・共用	一般用・営業用	8m ³ まで	890円	145円
		臨時用	1m ³ につき	315円	
旧 国東町	専用・共用	一般用・営業用	8m ³ まで	1,025円	135円
		臨時用	1m ³ につき	315円	
旧 武蔵町	専用・共用	一般用・営業用	8m ³ まで	1,050円	145円
		臨時用	1m ³ につき	315円	
旧 安岐町	専用・共用	一般用・営業用	8m ³ まで	1,030円	130円
		臨時用	1m ³ につき	315円	

表2 新水道料金表

平成22年4月使用分（5月請求分）から

新料金表(税込み) 改定料金					
区分	種別	用途	料金		超過料金 (1mにつき)
			基本料金(1箇月につき) 使用水量	料金	
旧国見 旧国東 旧武蔵 旧安岐	専用・共用	一般用・営業用	8m ³ まで	1,050円	145円
		臨時用	1m ³ につき	315円	

問い合わせ
上下水道課 ☎0978-72-5197
国見総合支所 地域建設課 ☎0978-82-1114
武蔵総合支所 地域建設課 ☎0978-68-1971
安岐総合支所 地域建設課 ☎0978-67-1119



愛犬家の皆様へのお願いです!

「毎年1回の狂犬病予防注射」と「飼犬登録（犬の生涯1回）」は法律で定められている飼主の義務です。必ずしましょう!

狂犬病は恐ろしい病気です

- 狂犬病ウイルスは、人間・犬・猫などすべての哺乳類に感染します。症状が出ると治療がなく、ほぼ100%死亡する病気です。平成18年にはフィリピンで犬に咬まれた日本人2名の方が狂犬病で死亡しました。今なお、世界中で毎年約5万5千人の方が狂犬病で死亡しています。

狂犬病は“過去の病気”ではありません 「毎年1回の狂犬病予防注射」を必ず受けさせましょう

- 狂犬病は、今でも先進国を含めほとんどの国で発生しています。一方、狂犬病の発生がみられない国は、日本を含め10余国しかありません。
したがって、国際交流が盛んな現代では、いつ海外から日本に狂犬病が侵入するか分かりません。
- 狂犬病の死亡者の9割以上は犬に咬まれて感染しています。もし日本に万が一狂犬病が侵入した場合にも飼い犬に毎年1回の狂犬病予防注射を接種することで犬でのまん延が予防され、人への被害を防ぐことができます。

春期集合注射実施日

国見町 ▶ 4月19日(月)・20日(火) (午前)
国東町 ▶ 4月20日(火) (午後)
21日(水)・22日(木)
武蔵町 ▶ 4月23日(金)・26日(月) (午前)
安岐町 ▶ 4月26日(月) (午後)
27日(火)・28日(水)

- 場所・時間等詳細についてはお問い合わせください。
- 飼犬を譲渡した時、死亡した時などは必ず連絡をお願いします。

料金 新規登録手数料…3,000円
注射料（注射済票交付手数料含む）
……………3,000円

問い合わせ 環境衛生課 生活衛生班
☎0978-72-9001